

自殺総合対策大綱、滋賀県自殺対策計画、草津市自殺対策行動計画の比較

| | 自殺総合対策大綱 | 滋賀県自殺対策計画 | 草津市自殺対策行動計画 |
|----------|---|---|---|
| 策定年月 | 平成29年7月 | 平成30年3月 | 平成26年2月 |
| 計画期間 | 平成29年～概ね5年を目途に見直し | 平成30年度～平成34年度の5年間 | 平成26年度～平成30年度の5年間 |
| 基本理念 | 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる | 県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す～ | «基本目標» かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現 |
| 基本認識 | ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている ・地域レベルの実践的な取り組みをPDCAサイクルを通じて推進する | 1.自殺は、その多くが追い込まれた末の死 2.年間自殺者数は減少傾向にあるが、深刻な状況 | ・自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある ・社会的な取り組みにより自殺を防ぐことが可能である ・死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている |
| 基本方針 | 1 生きることの包括的な支援として推進する | 1 生きることの包括的な支援として推進する | 1 社会的な要因、地域の実態を把握し、情報共有に努めます |
| | 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む | 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む | 2 こころの健康づくりをすすめます |
| | 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる | 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる | 3 一人ひとりの気づきと主体的な取り組みをすすめます |
| | 4 実践と啓発を両輪として推進する | 4 普及啓発を推進する | 4 自殺予防の体制づくりを行います |
| | 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する | 5 県、市町、関係団体、民間団体、企業および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する | ※ 市の現状および課題から施策の柱立てとして設定 |
| 推進体制 | ・国における推進体制 ・地域における計画的な自殺対策の推進 ・施策の評価及び管理 | ・県自殺対策推進センターを核 ・県自殺対策連絡協議会、市町自殺対策計画 | ・自殺対策推進会議 ・自殺対策関係課会議 |
| 数値目標 | 自殺死亡率30%以上減少（10年後） <10万人あたりの自殺者数> 平成38年13.0以下（H27年18.5） | 自殺死亡率15%減少（5年後） <10万人あたりの自殺者数> 平成34年14.8以下（平成27年17.4） | 平成30年13人以下（平成24年21人） |
| 施策の評価・管理 | 自殺総合対策会議 | 県自殺対策連絡協議会において、PDCAサイクルにより実施 | 自殺対策推進会議 自殺対策関係課会議 |